

第68号 令和2年度笠松町下水道事業会計決算認定

収益的収入	524,551,537円
収益的支出	632,226,745円
差引額	△107,675,208円

資本的収入	790,813,000円
資本的支出	828,384,109円
差引額	△37,571,109円

(第63号から第68号までは、4～8ページ参照)

第69号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方  
税財源の充実を求める意見書※

第70号 こども庁の設置を求める意見書※

※意見書とは:国などに提出し、その実現を求めるものです。

第71号 令和3年度笠松町一般会計補正予算(第4号)

補正額	8,009,000円
補正後歳入歳出予算額	7,410,459,000円

[主な補正内容]

- ・西宮町町内会から要望があった地区集会所の改修補助金を計上
- ・篤志者からの寄附を社会福祉基金に積み立てるため、積立金を増額
- ・介護施設における防災などを目的とした改修事業に対し、国の補助の内示があったことにより補助金を計上

[全て可決]

【報告】

- ・令和2年度笠松町財政健全化判断比率の報告(7ページ参照)
- ・令和2年度笠松町資金不足比率の報告(7ページ参照)



## 「公共施設予約システム」が変わります!



11月から公共施設予約システムがリニューアルし、令和4年2月以降の施設利用分からの予約手続きが変わります。公共施設予約システムを利用するには、事前に登録が必要となりますので、あらかじめ笠松中央公民館・松枝公民館・総合会館で手続きを行ってください(テニスコートや卓球場を個人使用される場合も同様に事前手続きが必要です)。

※抽選申込みを利用される方は、事前に登録をお願いします。

※登録には手数料が必要となります。毎年更新:新規1,500円/年(更新の場合は1,200円/年)

※大会・公式試合・地域活動行事は、抽選予約開始日までに、別途調整し確定します。

※笠松中央公民館・松枝公民館・下羽栗会館も抽選申込みの対象となります。

※登録のない方は、1か月前の初日から利用申請できます。

### 登録要件

①町内に在住、在勤または在学している者

②6人以上の①を満たす方で構成され、その代表者を町内在住者などとする団体

### 対象施設

1.笠松中央公民館	2.松枝公民館	3.下羽栗会館	4.町民体育館
5.南体育館	6.町民運動場	7.勤労青少年運動場	8.緑地公園内運動場
9.米野運動場	10.江川運動場	11.運動公園内運動場	12.緑地公園内テニスコート
13.総合会館	14.スポーツ交流館	15.学校開放施設	

対象日時 施設ごとの利用できる全ての日・時間帯(平日・夜間も含む)

予約の流れ <<2月に施設を利用する場合の例>>

	令和3年12月 抽選日は16日 (施設利用の2か月前)	令和4年1月 (施設利用の1か月前)	令和4年2月 施設利用月
抽選予約	抽選申込 1～5日文化協会、 スポーツ協会など 加盟登録団体 6～15日登録団体	16日午前10時～ ・結果通知メール ・使用料の支払い (この月の月末まで ※注1)	・利用日の7日前までに、予約・ 申請のキャンセルを行われ ない場合、利用の有無に関 わらずキャンセル料が発生 します。(天候不順等を除く。) ※注2 6日前～2日前:使用料の50% 前日以降:使用料の100%
一般予約		12月16日正午～施設利用日の前日まで ・「一般予約申込」登録された者、団体	
未登録		令和4年1月4日～前日まで	

※注1 抽選予約は、利用月の2か月前の月末(毎月30日、ただし12月は28日までに使用料の支払い手続きをされなかった場合、予約自体が無効となります)。

※注2 使用料の支払いをしていなくて、予約のみの場合についてもキャンセル料がかかります。

☎笠松中央公民館 ☎388-3231